



# 熊本県公報

第13010号  
令和3年(2021年)  
3月19日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 2
- 人吉市都市計画下水道事業人吉公共下水道の変更…………… (下水環境課) 5
- 収去飼料試験結果の告示…………… (畜産課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… ( // ) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… ( // ) 7
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… ( // ) 8
- 建築物の中間検査制度の導入の告示の全部改正…………… (建築課) 8
- 百貫港港湾区域に係る海岸保全区域の指定(変更)…………… (港湾課) 9
- 熊本県総合福祉センターの指定管理者の指定…………… (健康福祉政策課) 9
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 10
- 道路の区域変更…………… ( // ) 10

### 公 告

- 土地改良区の合併認可…………… (農村計画課) 10
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( // ) 11
- 土地改良区の合併認可…………… ( // ) 11
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( // ) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 12

### 登 載 依 頼

- 県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借(令和3年度(2021年度)開校特別支援学校等)に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (教育政策課) 13
- 有明海自動車航送船組合議会令和3年第1回定例会の招集告示…………… (有明海自動車航送船組合) 13
- 熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定…………… (体育保健課) 13
- 熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定…………… ( // ) 13
- 藤崎台県営野球場の指定管理者の指定…………… ( // ) 14
- 熊本武道館の指定管理者の指定…………… ( // ) 14
- 熊本県立総合体育館の指定管理者の指定…………… ( // ) 14
- 熊本県総合射撃場の指定管理者の指定…………… ( // ) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (学校人事課) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… ( // ) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… ( // ) 16
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… ( // ) 16
- 第66回熊本県環境審議会開催…………… (環境審議会) 17
- 文化財の解除について…………… (文化課) 17
- 熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 17
- 熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 18
- 熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正…………… (議会事務局) 19
- 令和2年度(2020年度)熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務に係る一般競争入札の落札者の決定…………… (天草拓心高校マリン校舎) 19
- 熊本県病院事業の使用料及び手数料の収納事務の委託…………… (病院局総務経営課) 19

### 正 誤

○令和2年(2020年)12月25日熊本県告示第934号  
(知事管理漁獲可能量の設定)中……………(水産振興課) 20

**告 示**

**熊本県告示第240号**

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第28条の規定によりな効力を有するものとされた法律第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(令和2年(2020年)熊本県告示第929号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針  
本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量(法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源(法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。)の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制(以下「協定制」という。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。  
なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成31年(2019年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】  
平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干

【まいわし】  
平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干

【まさば及びごまさば】  
令和元年(2019年)7月から令和2年(2020年)6月まで 若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の令和2年(2020年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】  
令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干

【まいわし】

令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干  
 【まさば及びごまさば】  
 令和2年(2020年)7月から令和3年(2021年)6月まで 若干

- 3 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に  
 関し実施すべき施策に関する事項  
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者によ  
 る自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとす  
 る。  
 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状  
 の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同  
 様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源  
 管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に  
 関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。  
 (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた  
 取組を進めることとする。

(別添1)

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画  
 第1の別に定める「くろまぐろ」について

	(第6管理期間)
令和2年(2020年)	3月31日公表
令和2年(2020年)	8月21日一部改正
令和2年(2020年)	12月22日一部改正
令和3年(2021年)	3月19日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シ  
 ナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じ、安定的で持続的な利用を図る観点か  
 ら、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の  
 漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確  
 に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされ  
 るよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県  
 の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じ  
 るものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を  
 取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該デー  
 タの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都  
 府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進  
 し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うもの  
 とする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	11.2トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	2.8トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、  
 農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されて  
 いない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事  
 管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

- 1 本県における期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	11.2トン	2.8トン
うち令和2年(2020年)4月から6月	1.0トン	1.0トン

7月から9月	1.0トン	1.0トン
10月から12月	7.2トン	0.8トン
令和3年(2021年)1月から3月	2.0トン	0.0トン

注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。

2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くらまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
	・曳縄漁業	
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・各漁業者は、支所長に電話連絡	・漁協(参事/支所長)は本県水産振興課にメール又はFAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参事に電話連絡	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。  
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くらまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くらまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

ア 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

る。  
 ア 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき  
 ・くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。  
 ・生存個体はすべて放流する。  
 ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。  
 ・これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- 2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について  
 (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。  
 (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

- 1 採捕の停止命令について  
 本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。  
 2 期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。  
 なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。  
 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量とすることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。  
 遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

- 2 第6管理期間までの超過分の差引等について  
 小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。

	超過量 合計	第3管 理期 間首 の差 引き 量	第4管 理期 間首 の差 引き 量	第4管 理期 間の 残量 による 差引 き量	第5管 理期 間首 の差 引き 量	第5管 理期 間の 残量 による 差引 き量	第6管 理期 間首 の差 引き 量	第7管 理期 以降 の差 引き 量合 計
第2 管 理 期 間 超 過 分	3.4 トン	0.3 トン	0.3 トン	0.7 トン	0.3 トン	0.0 トン	0.3 トン	1.5 トン

熊本県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 人吉市  
 2 都市計画事業の種類及び名称 人吉都市計画下水道事業人吉公共下水道  
 3 事業施行期間 昭和50年2月1日から令和10年（2028年）3月31日まで  
 4 事業地  
 (1) 収用の部分  
 変更なし  
 (2) 使用の部分

昭和50年熊本県告示第108号、昭和53年熊本県告示第960号、昭和56年熊本県告示第612号、昭和58年熊本県告示第702号、昭和60年熊本県告示第645号、平成元年熊本県告示第961号、平成8年熊本県告示第270号、平成13年熊本県告示第20号、平成18年熊本県告示第994号、平成21年熊本県告示第419号、平成27年熊本県告示第315号、平成30年熊本県告示第330号の事業地に、人吉市城本町字内平の一部を追加し、城本町字観音道、字尾園及び上林町字浜川の一部を変更する。

**熊本県告示第242号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、令和3年（2021年）2月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年月	試験項目	違反の有無
全国酪農飼料株式会社 鳥栖工場 (佐賀県鳥栖市)	熊本酪農協同組合(合志市)	若令牛育成用配合飼料	全酪育成前期	R3(2021).1	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン	無
全国酪農飼料株式会社 鳥栖工場 (佐賀県鳥栖市)	熊本酪農協同組合(合志市)	若令牛育成用配合飼料	全酪育成後期	R2(2020).12	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン	無

**熊本県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を決定する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市繁根木字北 117番7地先から 玉名市玉名字諏訪後 2162番1地先まで	前	9.3 ～ 45.4	2046.0	旧道 引継
		玉名市両迫間字龍王田 280番1地先から 玉名市玉名字石町 1232番9地先まで	後	20.6 ～ 26.0	136.3	市道 編入
		玉名市高瀬字本町		4.0	1850.9	玉名

	270番3地先から 玉名市両迫間字龍王田 280番1地先まで	～ 37.3	立花線 と重用
2	区域を変更する期日 令和3年(2021年)3月31日		

**熊本県告示第244号**

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜  
馬 1頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和3年(2021年) 4月8日(木)	本田土寿牧場 熊本市東区小山2-10-50

**熊本県告示第245号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・26号新町戸坂線
- 3 事業施行期間 平成24年(2012年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第246号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園池亀線及び3・3・14号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成19年(2007年)1月12日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第247号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・9号池田町花園線及び3・3・14号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成22年(2010年)3月16日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第248号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・88号パイン通り線及び3・5・85号東阿高今線
- 3 事業施行期間 平成29年（2017年）3月24日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**熊本県告示第249号**

平成18年6月30日熊本県告示第697号（建築物の中間検査制度の導入）の全部を次のように改正し、令和3年8月1日から施行する。

令和3年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、建築物に関する中間検査の特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

- 1 中間検査を行う区域  
熊本県全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間  
令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
  - (1) 構造 次のいずれかに該当するもの
    - ア 新築、増築又は改築に係る部分の構造が木造又は鉄骨造（これらの構造と混合した構造を含み、イに該当するものを除く。以下同じ。）であるもの
    - イ 新築、増築又は改築に係る部分の構造が鉄筋コンクリート造その他の2階の床及びはりの配筋工事がある構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）であるもの
  - (2) 用途 次のいずれかに該当するもの
    - ア 前号アに掲げる構造の建築物にあっては、長屋又は共同住宅
    - イ 前号イに掲げる構造の建築物にあっては、法別表第1欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物（共同住宅を除く。）
  - (3) 規模 新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上の建築物
- 4 指定する特定工程  
指定する特定工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。  
ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
  - (1) 木造の建築物 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の工事）の工程
  - (2) 鉄骨造の建築物 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程
  - (3) 鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わないものには、2階の床版及びはりの取付工事）の工程
- 5 指定する特定工程後の工程  
指定する特定工程後の工程は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。  
ただし、複数の構造を混合した建築物である場合、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。
  - (1) 木造の建築物 構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては耐力壁）を覆う外装工事又は内装工事の工程
  - (2) 鉄骨造の建築物 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
  - (3) 鉄筋コンクリート造等の建築物 2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（当該工事を現場で行わないものには、2階柱又は壁の取付工事）の工程
- 6 適用除外  
法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の認証型式部材等である建築物には、適用しない。

**熊本県告示第250号**

平成13年熊本県告示第194号（海岸法第3条規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のとおり改正し、告示の日から施行する。

令和3年3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

国土交通省所管の表有明海の部百貫港の項中

「 松 尾 近 津	点1号、点2号、イ点、ロ点、ハ点及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域 注 点1号 同市松尾町要江防波堤基部中心から310度00分 153.5メートルの点 点2号 点1号から10度11分 578.6メートルの点 イ点 点2号から285度31分 65.4メートルの点 ロ点 点1号から230度35分 141.0メートルの点 ハ点 点1号から203度28分 131.3メートルの点
-----------	--

を

「 松 尾 近 津	点1号、点2号、点3号、点4号、点5号、点6号、イ点、ロ点、ハ点及び点1号を順次結んだ線により囲まれた区域 注 基点及び補助点の表示（真北線） 点1号 基点要江防波堤基部中心から310度00分153.5メートルの点 点2号 点1号から10度11分46.1メートルの点 点3号 点2号から21度05分100.4メートルの点 点4号 点3号から8度43分406.8メートルの点 点5号 点4号から278度43分8.6メートルの点 点6号 点5号から10度11分27.5メートルの点 イ点 点6号から285度31分65.4メートルの点 ロ点 点1号から230度35分141.0メートルの点 ハ点 点1号から203度28分131.3メートルの点
-----------	---

に改める。

**熊本県告示第251号**

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	

熊本県総合福祉センター	熊本市中央区南千反畑町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 岡部恵美子	令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
-------------	-----------------	--	-------------------------------------

**熊本県告示第252号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1126番6地先から 同所 1139番43地先まで	前	5.3 ～ 40.4	109.5	災害復旧工事
			後	5.3 ～ 40.4		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)3月19日

**熊本県告示第253号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字イケン野 428番8地先から 同所 428番8地先まで	前	11.9 ～ 33.3	51.5	災害復旧工事
			後	11.9 ～ 33.3		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)3月19日

**公 告**

**熊本県公告第175号**

緑川南部土地改良区、豊田土地改良区及び宇土八水土地改良区の新設合併については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により令和3年(2021年)3月8日付けで認可したので、同条第3項の規定により合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 合併により設立する土地改良区  
 名称 熊本平野南部土地改良区  
 所在地 熊本市南区城南町宮地1050番地

- 2 合併により解散する土地改良区  
 名称 緑川南部土地改良区  
 所在地 熊本市南区城南町宮地1050番地  
 名称 豊田土地改良区  
 所在地 熊本市南区城南町塚原186番地  
 名称 宇土八水土地改良区  
 所在地 宇土市新小路町69番地

**熊本県公告第176号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
土地改良施設の 災害復旧	深迫地区	令和2年（2020年）9月30日	令和3年（2021年）2月4日	熊本県

**熊本県公告第177号**

八代平野南部土地改良区及び水島土地改良区の合併については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により令和3年（2021年）3月9日付で認可したので、同条第3項の規定により合併により設立し、定款を変更する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 合併により設立し、定款を変更する土地改良区  
 名称 八代平野南部土地改良区  
 所在地 八代市本野町484番地
- 2 合併により解散する土地改良区  
 名称 水島土地改良区  
 所在地 八代市水島町2543番地5

**熊本県公告第178号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水 施設	長坂地区	平成25年（2013年）9月25日	平成31年（2019年）3月11日	熊本県

**熊本県公告第179号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市御代志字三角2086番11、同2086番12、同2086番126、同2086番127及び同2086番128  
 1151.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市東区健軍一丁目27番1号  
 株式会社愛住宅

**熊本県公告第180号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区弓削町109番1
有限会社グリーンファーム	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町567番ほか1筆
北住 春雄	上益城郡御船町七滝	熊本市東区画図町大字所島字萱無田1138番ほか4筆
園田 頼昭	熊本市南区内田町	熊本市南区荒尾三丁目2045番ほか1筆
中川 貴光	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字伊勢免1304番ほか4筆
西 武徳	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字東ノ内1388番ほか1筆
中川 久美子	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字六反709番ほか1筆
紫垣 龍一	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区富合町榎津字戸板町87番ほか1筆
牧 誠	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区富合町榎津字戸板町88番ほか2筆
辻 弘幸	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区富合町榎津字戸板町87番ほか4筆
紫垣 政徳	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区富合町榎津字琵琶崎1327番4
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町阿高字中日焼222番ほか3筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永本	熊本市南区城南町出水字金免659番ほか2筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字辰崩241番1ほか1筆
農事組合法人アグリ郷おおい	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町有泉字石仏448番ほか5筆
中野 多悦	熊本市中央区黒髪	熊本市北区植木町辺田野字山海道623番1ほか8筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月12日

**熊本県公告第181号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
遠山 秀幸	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町島地字壺四番割1624番
吉田 裕一	水俣市越小場	水俣市越小場字笠石1305番2ほか1筆
鐘ヶ江 貴裕	水俣市月浦	水俣市月浦字榎川499番1
農事組合法人おこぼ	人吉市大畑麓町長谷川内	人吉市大畑町字黒崎3413番1ほか3筆
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字大柿字宮本573番
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字番田2369番1
山下 正通	上天草市松島町内野	上天草市松島町内野河内字トウノ原216

	河内	0番2ほか2筆
元田農業株式会社	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字平ノ前6132番

2 認可年月日  
令和3年(2021年)3月12日

**登載依頼**

**熊本県教育委員会公告第13号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の賃貸借(令和3年度(2021年度)開校特別支援学校等)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室  
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年(2021年)2月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
東京センチュリー株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 落札金額  
549,780円(うち消費税及び地方消費税の額49,980円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和3年(2021年)1月12日

**有明海自動車航送船組合告示第1号**

有明海自動車航送船組合議会令和3年第1回定例会を令和3年3月25日午後1時島原市に招集する。

令和3年3月19日

有明海自動車航送船組合  
管理者 栗林 堅一郎

**熊本県教育委員会告示第6号**

熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)第16条第1項の規定により熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 小原雅晶	令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

**熊本県教育委員会告示第7号**

熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)第16条第1項の規定により熊本

県営八代運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 小原雅晶	令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

**熊本県教育委員会告示第8号**

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）第10条第1項の規定により藤崎台県営野球場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 小原雅晶	令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

**熊本県教育委員会告示第9号**

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）第10条第1項の規定により熊本武道館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市中央区水前寺五丁目23番2号熊本武道館内	公益財団法人熊本県武道振興会 理事長 紫垣正良	令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

**熊本県教育委員会告示第10号**

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）第10条第1項の規定により熊本県立総合体育館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育	熊本市東区平山町	熊本県スポーツ振	令和3年（202

館	2776番地	興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 小原雅晶	1年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
---	--------	---	-----------------------------

**熊本県教育委員会告示第11号**

熊本県総合射撃場条例(平成10年熊本県条例第26号)第10条第1項の規定により熊本県総合射撃場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 小原雅晶	令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

**熊本県教育委員会公告第14号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1  
4,983,221キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日  
令和3年(2021年)2月9日
- 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 落札金額  
72,983,435円(うち消費税及び地方消費税の額6,634,857円)
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和2年(2020年)12月25日

**熊本県教育委員会公告第15号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2  
4,713,213キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年(2021年)2月9日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
  - 5 落札金額  
69,148,040円(うち消費税及び地方消費税の額6,286,185円)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和2年(2020年)12月25日

**熊本県教育委員会公告第16号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
 令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3  
4,898,598キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年(2021年)2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額  
71,873,330円(うち消費税及び地方消費税の額6,533,939円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和2年(2020年)12月25日

**熊本県教育委員会公告第17号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
 令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4  
4,927,802キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年(2021年)2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社熊本東営業所  
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額  
72,282,125円(うち消費税及び地方消費税の額6,571,102円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和2年(2020年)12月25日

**熊本県環境審議会公告第4号**

第66回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
令和3年(2021年)3月26日(金) 午後1時から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 新館801会議室
- 3 議事
  - (1) 会長選出、部会員の指名等
  - (2) 審議事項
    - ア 「第30回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
    - イ 第5期熊本県廃棄物処理計画の策定について
  - (3) 報告事項
    - ア 第五次熊本県環境基本計画の取組状況等について
    - イ 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画の策定について
    - ウ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の改正について
    - エ 令和3年度(2021年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)及び県央地域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(案)について
    - オ 生物多様性くまもと戦略の策定延期について
    - カ 温泉掘削等の許可について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、会場にて午後12時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴にあたっての留意事項  
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じない場合は、会場に入ることができない。
- 7 その他  
審議事項ア 「第30回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 8 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)  
(電話096-383-1111 内線7329)

**熊本県教育委員会告示第12号**

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第28条第4項の規定により、次の熊本県指定重要無形民俗文化財の指定が令和3年(2021年)3月11日付けで解除されたので、同条第5項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

種 別	文化財の名称	保存団体等
重要無形民俗文化財	野原八幡宮風流	風流節頭保存会

**熊本県公安委員会規則第2号**

熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和3年(2021年)3月19日

熊本県公安委員会委員長 小 野 長 門

- 熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則
- 第1条 熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
- 第10条中「少年課」を「人身安全対策課」に改める。
  - 第11条中第4号から第7号までを次のように改める。
  - (4) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。
  - (5) 少年の補導に関すること。

(6) 少年事件及び福祉犯罪の取締りに関すること。

(7) 少年相談に関すること。

第11条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。

(9) 少年指導委員に関すること。

(10) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

第12条を次のように改める。

(人身安全対策課)

第12条 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関すること。

(3) 家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(4) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の運用に関すること。

(5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の運用に関すること。

(6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の運用に関すること。

(7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の運用に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案（他の所掌に属するものを除く。）への対処に関すること。

第15条中「5課」を「6課」に、「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策課  
国際・薬物銃器対策課」に改める。

第17条第1号中「詐欺」を「詐欺（特殊詐欺を除く。）」に改める。

第18条第7号を次のように改める。

(7) 特殊詐欺に係る犯罪の取締りに関すること。

第18条中第8号から第11号までを削り、同条の次に次の1条を加える。

(国際・薬物銃器対策課)

第18条の2 国際・薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 国際犯罪対策及び薬物銃器対策の企画及び調査に関すること。

(2) 国際的な犯罪捜査に関すること。

(3) 国際捜査共助に関すること。

(4) 通訳及び翻訳に関すること。

(5) 外国人犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(6) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(7) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

第41条第1項中「地域連携推進官を」の次に「、人身安全対策課に児童虐待対策官を」を加え、同条中第6項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 児童虐待対策官は、上司の命を受け、児童虐待事案の指揮、調整及び指導教養に関する事務を処理する。

第2条 ストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則（平成12年熊本県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「熊本県警察本部生活安全企画課長」を「熊本県警察本部人身安全対策課長」に、「生活安全企画課長」を「人身安全対策課長」に改め、同条第2項中「生活安全企画課長」を「人身安全対策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**熊本県公安委員会規則第3号**

熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年（2021年）3月19日

熊本県公安委員会委員長 小野 長 門

熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則及びストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則（令和3年熊本県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）第1

0条の改正規定の前に次のように加える。  
 第3条中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。  
 (6) 所管行政に関する企画、調査及び総合調整に関すること。  
 (7) 事務能率の増進に関すること(情報管理課の所掌に属するものを除く。)  
 (8) 条例案、訓令案等の審査に関すること。  
 第4条中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号及び第8号を削り、第9号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県議会告示第4号**

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月19日

熊本県議会議長 池田和貴

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
 熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成21年熊本県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。  
 別記第7号様式中「印」を削り、同様式に次の表を加える。

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

附 則  
 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**熊本県教育委員会公告第19号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県教育長 古閑陽一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和2年度（2020年度）熊本丸第一種中間検査及び一般整備工事業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟1階 事務室）  
郵便番号 863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡3757番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年（2021年）1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
島原ドック協業組合 代表理事 中村 光伸  
郵便番号 855-0823 長崎県島原市湊町5番地2
- 5 落札金額  
44,770,000円（消費税及び地方消費税額4,070,000円。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和2年（2020年）12月18日

**熊本県病院局告示第1号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。  
 令和3年（2021年）3月19日

熊本県病院事業管理者 吉田勝也

- 1 委託の内容  
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方

- 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日  
令和3年(2021年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 4 契約締結日  
令和3年(2021年)3月1日

**正 誤**

令和2年(2020年)12月25日熊本県告示第934号(知事管理漁獲可能量の設定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	30	左欄	上欄
5	31	右欄	下欄
5	36	左欄	上欄
5	37	右欄	下欄